

令和2年4月8日

各小中学校保護者様

行方市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う臨時休業措置について

新型コロナウイルス感染拡大を受け、緊急事態宣言が7都府県に発令されました。本市においても、感染拡大防止を強化し、子供たちを感染から守るために、下記の通り臨時休業措置をとることにします。

期間については、子供たちの安全と居場所の確保、緊急連絡体制確保等の視点から判断しましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、下記の内容の変更や追加決定事項がある場合は、学校メールでお知らせいたします。

記

1 臨時休業期間と学校再開予定

令和2年4月10日(金)から4月23日(木)までを臨時休業、4月24日(金)に学校再開予定
※状況により期間を延長する場合があります

2 対象について

行方市立幼稚園、小・中学校

3 休業中の感染症対策と連絡体制の確保について

「密閉・密集・密接」をさけるなど、感染症対策の徹底をお願いします。特に、毎日の検温、健康チェックをご家族みんなで実施し、子供たちを感染から守り、学校再開ができるようお願いします。

4月6日に配付しました「家族みんなで感染症対策をしよう」等を参照してください。

- (1) 感染、濃厚接触、発熱等が4日以上続いている場合は、学校にも連絡をお願いします。
- (2) 濃厚接触や感染が発生した場合、2週間が経過していない期間は、外出、登校しないようお願いいたします。
- (3) 休業中は、定期的に家庭と連絡をとり、児童生徒の健康状況の把握と学習、生活状況について確認をさせていただきます。

4 休業中の学習、生活、部活動について

- (1) 家庭での学習、生活のしおり（児童生徒用、保護者用）を配付します。
- (2) 休業中はご家庭で過ごし、家庭での自主学習と課題学習を進めてください。学習内容については、学習計画を立て、学校再開の時に提出することになっています。
- (3) 部活動は4月23日（木）までは活動を中止します。

5 今後の学習予定について

昨年度未実施の学習内容は、学校が再開してから実施します。

また、夏季休業日に登校日を2週間程度設ける予定です。

6 その他

- (1) 4月24日(金)からの学校再開に伴う連絡については、学校メール、ホームページ等にてお知らせします。
- (2) 放課後児童クラブは4月10日(金)から開設予定です。
- (3) 新入生のご家庭で、学校から配信されるメールへの登録がまだお済でない方は、至急登録をお願いします。

(問合せ先)

行方市教育委員会 学校教育課 指導室

電話 0291-35-2111

FAX 0291-35-1785

e-mail name-gakkyo01@city.namegata.lg.jp